

監査報告書

令和2年5月25日

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
理事長 阪上 昭次 様

監事 細川 健 

監事 二宮 毅 

私たち監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの令和元年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

法人の財産、収支及び純資産の増減の状況について適正に示しているものと認めます。

令和元年度監事監査講評（口頭）

200525

10:00～14:30

今般、監事監査を実施したところ、次に掲げる点について文書での指摘はしないが、今後の事業推進にあたっては参考にするよう口頭で意見を申し上げる。

【二宮監事】

理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準については、法人の透明性を確保するため、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、評議員会の承認を受けたときは、公表することが義務付けられており、その方法については同法施行規則第 10 条第 1 項の規定によりインターネットの利用により行うこととされている。

今般、伊丹市社会福祉事業団のホームページを確認したところ、役員等の報酬に関する規則を掲載しようとしていることは確認できるが、閲覧しようとするエラーが表示され、結果として公表できていないため、早急に修正を行うこと。

【細川監事】

伊丹市との委託契約に関する収入印紙について、市役所から事業団に渡すものには印紙はいらないが、事業団から市役所に渡すものについては収入印紙が必要である。委任契約というのであれば、この限りではないが、委託契約書の内容からはそのように読み取れる記述がない。令和 2 年度からはすべての契約に収入印紙が必要ない旨が市役所より伝えられたということだが、今一度どのような理由で収入印紙が必要なくなったのか確認し、適切な契約を行うこと。